

視覚障がい者等の読書環境の整備の推進について

1 背景

令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が、施行された。これを受け、令和2年7月に、国の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画が公表された。

2 経緯

読書バリアフリー法には、第8条に、国の基本計画を勘案して、地方公共団体における計画を定めるよう努めなければならないとされていることから、県の障がい福祉課と一緒に計画策定を進め、令和3年3月に決定した。

※ 策定に当たっては、関係者の意見を聴取するために協議会を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、関係者及び県民の意見を反映。

3 「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」の概要

(1) 計画の期間

令和3年度～令和7年度

(2) 基本的な方針

- アクセシブルな（視覚障がい者等が利用しやすい）書籍や電子書籍の継続的な提供
- アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上
- 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮

(3) 施策の方向性

- 視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制の整備
- インターネットを利用したサービスの提供体制の強化
- 特定書籍、特定電子書籍の製作の支援
- 端末機器等及びこれらに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援
- 製作人材、図書館サービス人材の育成等

(4) 具体的な指標

- 視覚障がい者等が利用しやすい書籍等の所蔵数や貸出数
- 点訳や音訳奉仕員の数 など

4 今年度の取組

- 館内読書バリアフリー委員会の運営
- フォーラム、パネル展の実施
- 関係者協議会の設置（事業の評価及び進行管理等）
- 県立学校の実態調査
- はーとふるサービスコーナーの見直し